

議案第 32 号

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(議員報酬) 第2条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の222.5」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。		(議員報酬) 第2条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の227.5」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
No.	区分	No.	区分
略		略	略
2	略	2	略
3	識見を有する監査委員		
4～28	略	3～27	略
29	審理員		
30	学校運営協議会委員		
31	略	28	略
	報酬額		報酬額
	略		略
	月額 80,000 円		略
	略		略
	1 件 120,000 円		
	年額 5,000 円		
	略		略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。